

2013年 6月20日

No.178

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

「非正規」格差打破は自治体から 又市議員ら「非常勤に手当を」の法案を趣旨説明

又市議員は20日、自治体の非正規労働者に諸手当を支給するため野党6党共同で提出していた「地方自治法」改正案の趣旨説明を、共同発議者となって行いました。

又市議員は、去る13日の質問（国政だより177号既報）で予告し、成立を訴えていました。

参議院は7月21日改選（又市議員もです！）を前にして審議日程はきびしいですが、ぜひこの法案を成立させ、非正規労働者のくらし・権利の改善を実現しなければなりません。



共同発議者として着席する
又市議員（向かって左）

◆ 又市征治ほか7名提出 地方自治法改正案の概要 <5月28日参議院提出>

第203条の2第4項中、（中略）次の一項を加える。

「普通地方公共団体は、条例で、（中略）常勤の職員または短時間勤務職員に準ずる者に対し、（中略）手当を支給することができる。」

【Ⓧ この法案が成立後、自治体の手当を支給するためには、各議会でその旨の条例を成立させる必要があります。】

又市議員は「これでやっと自治体非正規労働者の諸手当が「国家公務員労働者並み」に合法になります。ぜひこれを参議院、次いで衆議院で審議、可決成立させたい。長年の課題であり、自治体の70万非正規労働者、また全国の非正規労働者のくらしと権利拡大の大きな一歩になります。自治体労働者のみなさんの奮闘に期待しています。」と語っています。

◆ 国家公務員、公営企業などの非常勤は諸手当あり——20日の法案趣旨説明より

「近年、全国の自治体では、（中略）正規職員の削減が進む一方で臨時・非常勤職員への置き換えが進み、（中略）自治体職員の3人に1人が非正規職員という状況にあり、（中略）正規職員に準じた勤務時間で働いているものの、年間賃金200万円以下で、雇用不安を抱えた厳しい環境に置かれて（中略）おります。放置すれば、行政サービスの低下を招きかねず、臨時・非常勤職員の待遇改善、安定雇用（中略）が求められております。

現行の地方自治法は、（中略）一時金や退職金等の諸手当について、非常勤職員に支給することを認めておりません。このため、手当と同等の支給を実施している多くの自治体では、住民訴訟を惹起する事態が生じており（中略）ます。国で働く非常勤職員や、自治体の現業・公営企業の非常勤職員への手当の支給は適法とされており、公平性を欠いております。（中略）何とぞご審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。」

参院選公示まで14日。全力ダッシュで取り組もう！